

# 「大不況」期プロイセンにおける農村地域政策論の形成 (1)

長井 栄二

## The Construction of Regional Policy for Rural Community in Prussia during the "Great Depression": Part I

Eiji NAGAI

(2005年12月27日受理)

The purpose of this study is to explore the historical origin of regional policy in Germany, going back to the period before World War I. This paper, part one, is an introduction part, and presents the subject, method, and approach in this study. Germany had changed rapidly from an "agricultural country" to an "industrial country," during the "Great Depression" (1873-1896). In this process, disparities in economic and social well being had increased between its regions, especially in rural communities. This study focuses on the following questions, within the "Verein für Socialpolitik," which was the leading academic advocate for the policy change from laissez-faire to government interference. First, in the period, were the disparities recognized as a structural problem or not? Second, was there any consensus for a new interference policy to reduce spatial disparities? Third, if so, what kind of combination of policies was the consensus based on?

### 序論

#### (1) 問題の所在

1992年2月7日のマーストリヒト条約は、ヨーロッパ統合の根本理念に、一定の表現を与えた。EU機構の中央集権化を抑止するための「補完性原理」(Subsidiärprinzip)と、「地域委員会」の設立とを、条文に明示したことがそれである。われわれはここに、戦後ヨーロッパにおける統合過程の基底部分に脈々と流れているふたつの指導原理、すなわち、連邦主義と地域主義<sup>(1)</sup>をまざまざと見せつけられている。

戦後ヨーロッパの統合過程は、その初発から、統一空間内の地域問題への取り組みの歴史と、表裏一体をなしている。1958年のEEC設立条約の前文ははやくも、城内諸地域間の社会経済的格差の是正が共通の政策課題となることを予見しており、そして現実に統一空間が拡大していくにつれて、ヨーロッパ・レベルの地域間均衡をはかる地域政策は、ますますその重要度を高めてきたのである。1988年のヨーロッパ「構造基金」額の倍増(94年にさらに増資)

と補充財源としての欧州応能税の導入は、ヨーロッパにおける地域問題に対する関心の高さを端的に物語っている。

しかしながら、EUの地域政策はあくまで、補完的な広域調整として導入され、それがのちに統一ヨーロッパの主要な政策課題のひとつに発展してきたものにすぎない。現代ヨーロッパにおける地域主義の源流は、地域の問題を最も身近に自覚し、自らの生活空間を守り改善しようとする地域社会と基礎自治体から進み出ているのである。<sup>(2)</sup>

ヨーロッパは、統合と分権を表裏一体のものとしながら推進している。そしてそのプロセスを現実的に支えているのは、地域社会そのものと、地域間構造調整の政策なのである。したがって、ヨーロッパにおける地域政策の歴史的生成過程を追跡することは、現代ヨーロッパを理解するうえで、そしてまた近現代史を比較史的に構成するうえでも、きわめて現代的かつ切実な課題であるといえよう。

本稿はとくに、マーストリヒト条約に上述の条文を刻み付けた重要な推進主体が、他ならぬドイツであったこと——さらに言うならば、ドイツ連邦を構成する諸邦国・諸地域であったことに注目してい

る。<sup>③</sup>すなわち、伝統的な連邦主義的国制から、ワイマール・ナチス期に一時的に集権的単一国制を採り、戦後再び邦国主権の連邦制へと復帰した、あのドイツである。それゆえ、ドイツにおける地域政策の歴史的生成を明らかにすることは、ヨーロッパにおける連邦主義と地域主義を、歴史・構造的にとらえていくための、大きな足掛かりとなるであろう。

ところが、管見で研究状況を見るかぎり、一定の重要な先駆的業績を除けば、ドイツ地域政策の歴史的源流を、とくにワイマール期以前の連邦制時代(第二帝制期)にまで遡って、社会・構造的に把握していこうとする試みは、ほとんど存在しないように思われる。<sup>④</sup>

こうした研究状況には、地域政策の概念定義の問題が、深く影響しているものと考えられる。

第一に、地域政策には、一定の意図をもった積極的な政策干渉であるという点で、自由放任主義政策とは峻別される。この意味で、地域政策は、社会労働政策とならぶ社会政策のひとつとして理解することができる。

周知のように、わが邦におけるドイツ近代史研究においては、資本主義への移行論、ないし帝国主義論が主流をなしてきた。しかしながらこのアプローチの多くは、本質的にいって、ドイツ「国民経済」の空間を、地域横断的に、平面的な階級論で切っていく。このため、社会政策を、地域的個性のない労働者階級馴致政策としてとらえる方向に傾斜していく。それゆえ、地域政策の視点も、そもそも欠いていることが多いのである。<sup>⑤</sup>同様にまた、戦間期・戦後期の地域政策についての段階論的なアプローチも、第一次大戦前の連邦制時代を切り捨てることによって、理論的整合性を求める傾向がある。<sup>⑥</sup>いずれにせよ、ドイツの「国民経済」の「段階的發展」を理論的前提とするこれらの方法は、第一次大戦を境目に、地域政策の歴史を寸断してしまうのである。

これらの研究状況が示唆しているのは、以下の点である。すなわち、いまあらためて地域政策を歴史的にとらえようとする場合には、「国民経済」移行論・段階論、したがってまた階級論に終始せずに、それを包括するような、なんらかの視角が必要とされているということである。

その視角をわれわれは、さしあたりまず、現代ドイツの「空間整備政策」そのものから抽出することができる。この現代ドイツの地域政策は、連邦と邦国の間、邦国と諸地域との間を結ぶ垂直的關係と、地域相互間の水平的關係とのせめぎあいのなかで形成されているのである。<sup>⑦</sup>この理論枠は、国家の上

からの集権的支配(ヘルシュフト)に対する、横向きの社会的連合(アイヌング、ゲノッセンシュフト)の対抗軸、すなわち比較国制史の理論視角に相似する。<sup>⑧</sup>地域政策の歴史研究には、この空間把握の視角が有効であるといえる。

第二に、現代の地域政策でさえ、一義的な定義はなされていないことに注意しなければならない。もっとも、ここで重要なのは、地域政策を定義づけることの困難な、その理由である。

まず、地域問題が、なんらかの政策的関与を必要とする社会問題として認識されるか否かは、同時代人の日常的生活空間のなかで育まれるさまざまな「地域意識」<sup>⑨</sup>と、政策関係者の追求する積極的な価値目標、逆に言えば、彼らの問題関心そのものにかかっている。それゆえにまた、地域問題に対処すべき地域政策の概念も、またその具体的形態も、極めて多様かつ柔軟に形成されるのである。

したがって、地域政策の歴史的生成を問うときには、なによりもまず、なにゆえに政策干渉が要請され、正当なものと思われるのかという点が重要となる。そしてこれをひとまず政策論レベルで押さえるならば、そこに含まれる問題認識そのものが、決定的な意味をもつ。この場合、政策の具体的形態は、あくまで、同時代の諸利害関係や枠組み諸条件とのかねあいのなかで、その問題認識がどのような表現を得るか、という次元の問題となる。

また地域政策は、自治体を含むさまざまな空間レベルの政策主体によって、重層的に展開される。しかも必要があれば、国境や行政区間にはとらわれずに、目的にあわせた地域空間で推進・調整される。<sup>⑩</sup>それゆえ地域政策は、例えば国家立法によって明示的に認知されている固有の政策であるかどうかということ、必ずしも決定的なメルクマルとしない。つまり、歴史的に見ていこうとするかぎり、「地域政策 Regionalpolitik」という術語(とくにドイツでは「地域計画 Regionalplanung」や「空間整備 Raumordnung」など)が、どの時点で登場し、公式に認知されるかということは、決定的な目印にはならないのである。重要なのはあくまで、地域間の社会経済的格差、生活水準の格差が、政策的干渉なしには、もはや不可逆的に開いていかざるをえないという、構造問題としての認識であり、そしてそれを地域間で均衡化させていこうとする政策志向なのである。というのも、こうした構造問題としての地域問題の認識は、地域政策を出現させる可能性をつねに潜在させているからである。

第三に、地域政策は、いま述べたように、構造問

「大不況」期プロイセンにおける農村地域政策論の形成 (1)

題としての地域問題への対応という、固有の目的を持っている。だが、地域政策を歴史的に検討する場合には、つねに包括的な政策連関に留意しなければならない。例えばドイツ連邦共和国の地域政策は、1965年に連邦として構成された時点ですでに、EECの統一関税と共通農業政策を前提としていたのである。また、EU「構造基金」も、欧州社会基金のほか、農業指導保証基金と欧州地域開発基金という、3つの基金で構成されているのである。従来の地域政策史研究は、しばしばこの政策連関の観点を欠いている。だが、歴史的視点で見ると、とりわけ大戦前の「国民国家」の時代を対象とするときには、地域政策だけを取り上げることは、実は問題のごく一部分だけを押さえているにすぎないのである。

しかしながら、やはり概念を無限定的に使用するわけにはいかないであろう。それゆえ、本稿も、諸地域間の社会的・経済的格差を是正し、生活水準の統一的なミニマムを達成するための、特定地域を対象を限定した社会政策<sup>(41)</sup>という一般的な地域政策の定義を、分類的なものとして仮に採用しておかざるをえないだろう。ただしわれわれはそれでも、各時代の政策立案者たちが、意識的にか否かを問わず、つねに同時代の他の諸政策との連関を念頭において、あるいは自明の前提として、地域政策論を組み立てているものと見做さなければならない。地域政策の歴史的生成を問う場合、問題はあくまで、一定の時代状況のなかで地域問題がいかに認識されるかという点、そして地域間の構造調整という発想が、いかに諸政策の体系のなかに食い込み、具体的な政策として反映されていくか、という点にある。このような政策体系の枠組みとの関係のなかで、はじめて地域政策の歴史的生成を問うことができるのである。

以上われわれは、地域政策の定義づけの難しさが、地域政策の歴史的把握を困難にさせていることを確

認した。そしてそのことがまた、地域政策の階級論的・段階論的把握以上に、同時代の諸政策の体系的な関連づけと、同時代人の問題認識とを重視する歴史把握の方法を要求しているのである。

しかしながらわれわれは、地域政策が一般に、自由放任原則とは対立するものであることをも確認した。したがって、ドイツの地域政策の歴史的源流を問うには、さしあたってまず、自由放任主義から社会政策路線への転換が行なわれた「大不況」期(1873-96年)に考察時期を設定するのが妥当であろう。そして、まず第一に必要とされるのは、大不況期の経済・社会政策を、構造問題・地域問題の視点からとらえ直し、政策論のレベルで再構成することであろう。

(2) 課題の限定

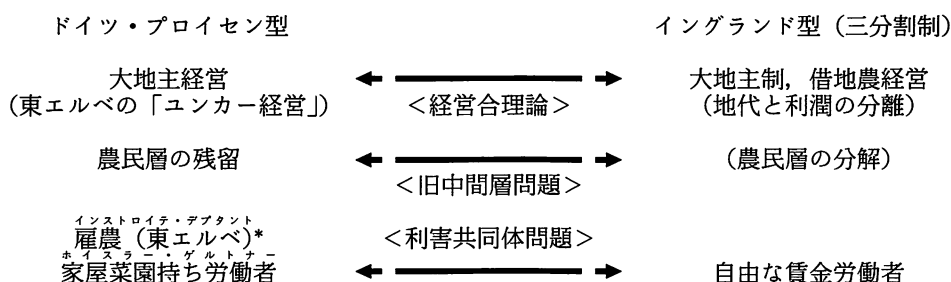
大不況期の地域問題を構造問題として捉えようとする場合にまず注目されるべきなのは、まさにこの時期に、ドイツが「工業化の大スパート」<sup>(42)</sup>を現出し、いわゆる「農業国」から「工業国」への転身を遂げていったことであろう。逆にいえば、地域間の発展較差問題が生み落とされるのは、都市よりもむしろ農村であると考えられる。

大不況期の農業・農村問題に考察対象を限定していく場合、すでにわが邦における第二帝政史研究は、本稿の関連で、ふたつの点で重要な成果を残している。

第一に、イングランド型農業との対比において、ドイツ農業の近代化過程には、いわゆる三分割制に向かう発展傾向と、それを押し止める発展傾向がつねに併存していることが明らかにされている。それを図式化したものが、図1である。

ここに明らかなように、近代ドイツ農業においては、

図1 近代資本主義農業の類型



\* 雇農とは、東エルベのユンカー経営 (グーツヘル農場経営) における年契約の常雇労働者のことであり、地主の家屋に居住し、また通常、地主から一定の菜園や牧草地を割り当てられ、そこで野菜栽培や小家畜の飼養を自営する。

所有と自己経営が重要な意味をもっている。農民は家族経営が原則であり、また東エルベ地方の大経営は地主経営である。そして労働者においても、所有ないし自己経営の重視がドイツ型資本主義農業の特徴をなしているのである。<sup>(43)</sup>

第二に、エルベ川東西を挟む経済・社会構造の歴史的相違が早くから明らかにされている。ただしこの問題は、従来、旧東ドイツを歴史的にどう位置付けるかという、同時代の政治問題とリアルに絡まっていた。そして、その構造的差異をどう評価するかをめぐって、政策・構造史研究が編まれてきたと言っても過言ではないだろう。<sup>(44)</sup>

いうまでもなく、大不況期における地域政策問題も、これらの先行研究と何らかの接点をもたねばなるまい。図1の<>は、先行研究が、イングランド型農業をモデルとして、ドイツ農業に与えてきた歴史的評価にかかわる論点である。すなわち、①経営経済的観点（とくに不況克服能力）で見た場合の、所有・自己経営型の不合理性と、<sup>(45)</sup>②東エルベ農村社会構造の保守性、西エルベ型近代市民社会との対立性、③農民の政治的・社会的保守性<sup>(46)</sup>である。

政策・構造史に踏み込むと、従来の研究は、問題設定を同じくしている。すなわち、一国の政策において最終的に貫徹されたのは、西エルベのブルジョワ階級の利害か、東エルベのユンカー階級の利害か、という問題設定である。

しかし、こうした問題設定では説明されきれなかった諸政策が、まさに大不況期にあらわれている。ビスマルク失脚後の外・内政の再編期、いわゆる「新航路」(Neuer Kurs)時代の諸政策がそれである。先行研究において、新航路期の農業・農村問題の関連で重視されたのは、以下の諸政策である。

#### ①ライヒ通商政策の転換。

1879年以來の工業関税の継続、農業・穀物関税率の引き下げ(1891-1902年)。

#### ②プロイセン内政。

(イ)内地植民地立法。大農場の分割促進による農民層の創出、1890/91年。

(ロ)東エルベ農村地方制度改革。領地区域の存続、1891年。

(ハ)財政改革。プロイセン邦国、地租・建物税の課税権を放棄、地方自治体の専有税源とする、1893年。

ほぼ時を同じくして実現されたこれらの諸政策のうち、階級論による体系的把握を妨げるのは、内地植民政策である。

#### ①のライヒ穀物関税率の修正は、たしかに②の(ロ)

で東エルベ・ユンカー固有の自治空間(領地区域)が存在を否定されずに、(イ)でユンカーの国税負担も軽減されたので、ある程度埋め合わされたと見ることが出来る。<sup>(47)</sup>

ただし、この「ユンカー支配の連続性」論は、内地植民政策を概ね等閑視することで成り立っているのである。90年代の内地植民地政策は、国有地(御料地)の個別的分割とは異なる新しい積極的な「土地分配政策」であることは、早くから注目されていた。にもかかわらず、この農民層創出政策は、東エルベ・ユンカー階級の利害も、西エルベ・ブルジョワ階級利害も貫徹しないことを特徴としているのである。<sup>(48)</sup>このことは、階級利害の「力くらべ」(大野英二)では割り切れない政策理念が、新航路期の政策体系のなかに存在していたのではないかという疑問を生じさせる。

さて、先行研究におけるドイツないしプロイセンの一国レベルの支配階級を問う視角は、政策の分析方法をも規定する。すなわち、中央議会においてどの政党が、どの階級利害を代弁し、法案を修正し、最終議決を規定するかを追跡する[立法過程分析]。法律・政策の本来の主旨(Begründung)からではなく、階級利害の視点から、法律条文や政策効果を評価する[政策内容・政策結果分析]。

しかしながら、こうした政策の歴史的評価の方法(支配階級を問う視角)は、多分に抽象的、事後解釈論的なものにならざるをえないのではないだろうか。あるいはそもそも、同時代の政策論に一度内在しなければ、政策史を客観的に構成することはできないのではないだろうか。

本稿は、一定の時代に政策を生み出す当事者たちの問題認識を重視する。そのための方法として、政策論に内在していくことを重視する。そして本稿は、同時代人たちの問題認識が深まり、それとともに、政策論が成長していく過程を追跡しなければならないと考える。

大不況期の問題からは相対的に離れるが、最近の地域史研究の成果も、本稿に重要な示唆を与えている。周知のように、ライヒ「国民国家」「国民経済」の枠組みはいまや急速に相対化されつつあり、そのなかで地域経済圏単位で歴史的に形成される固有の地域構造の存在することが明らかにされてきている。<sup>(49)</sup>その一方で、農村定住史研究は、農村社会の地域類型を設定しながら、旧定住農民の歴史的性格を描きだしている。<sup>(50)</sup>われわれの地域政策史研究も、これらの成果との接点をもたねばなるまい。

本稿の課題は、大不況期プロイセンにおける地域

政策論の形成と、その政策論が有する歴史・構造的射程を明らかにすることである。

第一に、いかなる外的形態をとるにせよ、地域政策が法律として実現するためには、公式の政策決定機関において、地域問題がなんらかのかたちで構造問題として認識されていなければならない。その認識の存否を問うのが、最初の作業となる(第I部)。

それを確認したうえで、第二に、同時代の政策論に内在し、個々の政策に込められた主体的意図を明らかにしていく。まず、とくに農村地域を対象とする社会政策がどのように構想されてくるかを明らかにする。そして、その積極的な政策目標が、諸政策をどのように結びつけてくるか、そして国家に対する地域社会の関係のなかで、それがいかなる枠組みと射程をもっているかを明らかにしていく(第II部)。

ところで、政策論の形成は、必ずしも公式の決定機関で営まれるわけではない。むしろそれは、階級政党の議会戦術の場となって、政策論を埋もれさせてしまう傾向が強い。とくに当時のドイツ・プロイセンは、中央議会の歴史がまだ浅く、政府の調査機関も未整備であったため、政策論の形成や、そのための調査・研究の多くは、非公式の社会的機関(Verein)に負っていたのである。

上述したように、大不況期は、自由放任原則から積極的な社会改良主義への政策転換が行なわれた時期である。そしてこの政策路線の転換を先導したのは、議会ではなく、1872年に設立された超党派の任意協会「社会政策学会」(Verein für Sozialpolitik)なのである。

同学会は、急進革命路線ではなく漸進的社会改良路線を志向した点で、また中央・地方の議員や、各レベルの官僚が多数参加しているという点で、一定の階級的・階層的性格をもつ。もっとも、このことは、同学会における政策論の歴史的意義を否定することにはならない。それはまずなによりも、政策反映の点で、認められねばならない事実だということになるであろう。

だが、それ以上に重要なのは、同学会が、大枠のイデオロギー的志向をもちつつも政策決定機関でないがゆえに、政・官・学のみならず地域の実際家たちの一同に会する、比較的自由的な討論の場となりえた、という点である。そしてこのことこそが、大不況期の同学会における政策論争の歴史分析の意義を著しく高めているのである。それゆえ、同学会の政策論争を刻んだ議事録<sup>(21)</sup>は、社会政策・地域政策論の生成を問う上で、第一次史料としてきわめて大き

な価値をもつ。

本稿の課題はあくまで、一定の政策論の形成と、その歴史・構造的射程を明らかにすることである。本稿の問題関心は、諸政策について最終的に貫徹されるのが、どの階級イデオロギーか、ということにはない。以下、政策論争を分析する際には、各々の政策論の対立図式を捉えるだけでなく、諸々の主張が重なり合っていく部分を明らかにして、大まかなコンセンサスの枠組みが得られていく過程を追うこととする。この、同時代の政策基調を問う分析視角こそ、新たな政策論が形成されていくプロセスを追うためには、不可欠であると考えからである。

(以下、次稿)

#### 註.

- (1) Fritz Ossenbühl (hg.), *Föderalismus und Regionalismus in Europa. Verfassungskongreß in Bonn vom 14.-16. September 1989*, Baden-Baden, 1990, S.7. 大西健夫・岸上慎太郎編『EU統合の系譜』早稲田大学出版部, 1995年, 第1章。
- (2) 例えばドイツ連邦共和国は、欧州地域開発基金の創設にほぼ十年先立つ1965年に、すでに戦後域内経済の不均衡発展を構造問題として認識し、そして地域間の生活水準格差を是正するための「空間整備」(Raumordnung)政策を、連邦法のかたちに表現していた。だがこの法律さえ、地域レベルですでに実行されていた地域政策を追認・調整・促進するものにすぎないのである。石井素介「西ドイツにおける地域政策の展開」『駿台史学』第35号, 1974年, 3ページ以下, 所収。
- (3) 戸田典子「連邦主義, 地域主義の潮流—ドイツの場合—」『新生ヨーロッパの構築—ECから欧州連合へ—』国立国会図書館内 EC 研究会編, 日本経済評論社, 1992年, 第2章。
- (4) 第二帝制期にまで踏み込んで現代ドイツ地域政策・地方財政の歴史的検討を試みているものとして、山田誠『ドイツ型福祉国家の発展と変容—現代ドイツ地方財政研究—』ミネルヴァ書房, 1996年。その他、個別研究として、桜井健吾「ルール地方都市化研究序説」『南山経済研究』第1巻第1号, 1986年。また地方財政史として、横山純一「ミーケル改革以後のプロイセン地方財政」, 同「プロイセン地方財政調査の展開(1893—1913)—地方税負担の不均衡とその解決策—」研究年報『経済学』第45巻第3号, 1983年,

および第45巻第4号, 1984年。同「20世紀初頭プロイセンの農村財政問題と地方財政調査の展開—オストプロイセン州の事例とバトッキー提案—(1)」『札幌学院商経論集』第3巻第3号, 1987年。

第二帝制期のプロイセンにおける農村地域開発政策「底上げ政策 Hebungspolitik」は、対ポーランド民族政策のコンテクストのなかで出現する。それゆえ先行研究では、民族・帝国主義政策として扱われない。Martin Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Frankfurt am Main, 1972, S.129 ff. Rudolf Jaworski, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen, 1986, S.126 ff. 第二帝制期の農村地域開発政策にも関連する史料紹介としては、Friedrich Richter, *Industriepolitik im agrarischen Osten. Ein Beitrag zur Geschichte Ostpreussens zwischen den Weltkriegen*, Wiesbaden, 1984があるが、管見では、先行構造史の未渉猟部分である。その一因は、ドイツにおいて「地域政策」という術語と法制度の登場するのが、第一次大戦後であったという点に求められよう。Vgl. Heinz Wilhelm Hoffacker, *Entstehung der Raumplanung, konservative Gesellschaftsreform und das Ruhrgebiet 1918-1933*, Essen, 1989. その他、同時代文献としては、さしあたり Carl Mollwo, *Die wirtschaftliche Entwicklung der Industrie im Osten und ihre Einwirkung auf das Bevölkerungsproblem*, Leipzig, 1910. がある。

なお石井素介, 前掲論文, およびそれとの関連で, 同, 『西ドイツ農村の構造変化—社会経済地理学的分析序説—』大明堂発行, 1986年, は現代ドイツ地域政策を歴史的・構造的に検討するうえで, 重要な示唆を含んでいる。

- (5) 本稿では保険制度史には立ち入らないが, 最近の社会政策史論でも地域社会の個性を重視する必要性が指摘されている。G・A・リッター『社会国家—その成立と発展—』木谷勤・北住炯一・後藤俊明・竹中亨・若尾祐司訳, 晃洋書房, 1993年, 第1-4章を参照。
- (6) 「全国的視野から, 国内の各地域に配慮を向けるという高度な政策が, 資本主義経済への移行後間もない時期に成立するなどという誤解は, 地域政策という言葉については, 起こりにくいといえるであろう。」(川島哲郎・鴨澤巖編『現代世界の地域政策』大明堂発行, 1988年, 5ページ。)これに対し本稿は, 理論面・数量技術面の「成立」を問おうとするものではない。また, 現代ドイツの構造政策を段階論で扱うものに, 中林吉幸『西ドイツの農業構造政策』日本経済評論社, 1992年。
- (7) 石井素介「西ドイツの地域経済政策」川島哲郎他編, 同上書, 72ページ以下。
- (8) Otto von Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, Bd. 1: *Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft*, Berlin, 1968 (Graz, 1954), S.638 ff. O・ヒンツェ『身分制議会の起源と発展』成瀬治訳, 創文社, 1975年, 3ページ以下, などを参照。
- (9) 渡辺尚・作道潤編『現代ヨーロッパ経営史—「地域」の視点から—』有斐閣, 1996年, 第1, 3章。
- (10) 石井素介「西ドイツにおける『地域』概念の社会的基礎—地域主義・地域意識研究への道—」『駿台史学』第72号, 1988年。
- (11) 註(6)の同上ページを参照。
- (12) Thomas Nipperdey, *Deutsche Geschichte 1866-1918. Bd.1: Arbeitswelt und Bürgergeist*, München, 1994, S.268.
- (13) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成—いわゆる「プロシャ型」進化の歴史的検証—』御茶の水書房, 1967年, 序論。原田溥『ドイツ社会民主党と農業問題』九州大学出版会, 1987年, 第1部第1章。豊永泰子『ドイツ農村におけるナチズムへの道』ミネルヴァ書房, 1994年, 第3章。
- (14) 周知のようにこの問題の起点となるのは, レニン『帝国主義』宇高基輔訳, 岩波文庫, 1956年, および山田盛太郎『日本資本主義分析—日本資本主義における再生産過程把握—』岩波文庫, 1977年, 序言, である。その後の体系的構造史として, 松田智雄『新編「近代」の史的構造論—近代社会と近代精神, 近代資本主義の「プロシャ型」—』新泉社, 1971年(初版1948年), 21-27ページ。大野英二『ドイツ資本主義論』未来社, 1965年, 序論。肥前栄一『ドイツ経済政策史序説—プロイセン的進化の史的構造—』未来社, 1973年, 序章。
- (15) すなわち, ユンカー経営の危機的様相, 小農発展の仮象性。藤瀬浩司, 前掲書, 507-518ページ。逆説的にはまた, ドイツ巨大世襲財産農場

## 「大不況」期プロイセンにおける農村地域政策論の形成 (1)

- における合理的三分割制への接近。加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義—プロイセン農業・土地問題の史的考察—』勁草書房, 1990年, 74-94ページ。
- (16) 松田智雄, 前掲書, 同上箇所及び第3篇。大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店, 1982年, 序章。ハンス・ローゼンベルク『ドイツ社会史の諸問題』大野英二・川本和良・大月誠訳, 未来社, 1978年(原書1969年)。ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー『ドイツ帝国 1871-1918年』大野英二・肥前栄一訳, 未来社, 1983年。
- 東エルベの歴史構造を捉える上で, 政治的・階級的な性格にとどまらぬ視角を提示するものとしては, とりわけ Hartmut Harnisch, *Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet (mit Schwerpunkt Brandenburg)*, in: Peter Blickle (hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich*, München, 1991 および西エルベ型シュタンデスヘルと東エルベ型グーツヘルの社会的責務の比較を論じた Hansjoachim Henning, "Noblesse oblige?" Fragen zum ehrenamtlichen Engagement des deutschen Adels 1870-1914, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd.79, Stuttgart, 1992 が重要である。なお, 農民層の歴史的評価については, 註(20)を参照。
- (17) 藤本健夫『ドイツ帝国財政の社会史』時潮社, 1984年, 第4章。だが藤本氏の「愛の贈り物」の論理によると, ゲマインデそれ自体の制度改革・財政問題が宙に浮いてしまう。この問題については, 拙稿「大不況期プロイセンにおける農村地方制度改革構想の形成—1890年社会政策学会大会討論と現状報告者提言の分析—」『歴史』第90輯, 1998年, 25-55ページ, を参照のこと。なお同様の指摘は, 加藤房雄氏の近著, 『ドイツ都市近郊農村史研究—「都市史と農村史のあいだ」序説—』勁草書房, 2005年, 281-282ページ, 註(86), でもなされている。
- (18) 澤村康『農業土地政策論』農山漁村文化協会, 1979年(初版1993年), 220-237ページ。とくに藤瀬浩司, 前掲書, 532-535ページと, 大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』, 17, 30ページを対照せよ。
- (19) 松田智雄「ドイツ資本主義造論に寄せて」川島武宜・松田智雄編『国民経済の諸類型』岩波書店, 1968年。渡辺尚『ラインの産業革命—原
- 経済圏の形成過程—』東洋経済新報社, 1987年。三ッ石郁夫『ドイツ地域経済の史的形成—ヴェルテンベルクの農工結合—』勁草書房, 1997年。
- (20) 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社, 1984年。肥前栄一『ドイツとロシア—比較社会経済史の一領域—』未来社, 1986年。同「北西ドイツ農村定住史の特質—農民屋敷地に焦点をあてて—」東京大学『経済学論集』第57巻第4号, 1992年。平井進「19世紀前半北西ドイツの農民・ホイアーリング関係—東ヴェストファーレンを中心に—」『社会経済史学』第60巻第4号, 1994年。足立芳宏『近代ドイツ農村社会と農村労働者—く土着>とく他所有>のあいだ—』京都大学学術出版会, 1997年。最新のものは, 農民解放ほか政策との連関を射程に入れている。飯田恭『『均等化』をめぐる村落内紛争—18世紀プロイセン王領地アムト・アルト・ルピン(ブランデンブルク州)の事例—』『土地制度史学』第156号, 1997年, は, 共同体農民の権利面だけでなく負担面にも相応に注意を払っている点で, とくに注目される。
- (21) 『社会政策学会誌』(Schriften des Vereins für Socialpolitik) シリーズで刊行された社会政策学会大会の議事録。
- Verhandlungen der fünften Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik am 8., 9. und 10. October 1877 (SVfS., Verhandlungen (1877)), Leipzig, 1878.
- Verhandlungen der am 9. und 10. October 1882 in Frankfurt a. M. abgehaltenen Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik über Grundeigentumsvertheilung und Erbrechtsreform, usw. (SVfS., Verhandlungen (1882)), Leipzig, 1882.
- Verhandlungen der am 6. und 7. October 1884 in Frankfurt a. M. abgehaltenen Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik über Maßregeln der Gesetzgebung und Verwaltung zur Erhaltung des bäuerlichen Grundbesitzes, usw. (SVfS., Verhandlungen (1884)), Leipzig, 1884.
- Verhandlungen der am 24. und 25. September 1886 in Frankfurt a. M. abgehaltenen Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik über Innere Kolonisation mit Rücksicht auf die Erhaltung und Vermehrung des mittleren und kleineren ländlichen

Grundbesitzes, usw. (SVfS., Verhandlungen (1886)), Leipzig, 1887.

Verhandlungen der am 28. und 29. September 1888 in Frankfurt a. M. abgehaltenen Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik über der ländlichen Wucher, die Mittel zu seiner Abhülfe, insbesondere die Organisation des bäuerlichen Kredits, usw. (SVfS., Verhandlungen (1888)), Leipzig, 1889.

Verhandlungen der am 26. und 27. September 1890 in Frankfurt a. M. abgehaltenen Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik über die Reform der Landgemeindeordnung in Preußen, usw. (SVfS., Verhandlungen (1890)), Leipzig, 1890.

なお、本稿の引用部分内の……は省略を、□は筆者による挿入を示す。